

立教大学学術推進特別重点資金 (立教 S F R)

大学院生研究

2011年度研究成果報告書

立教大学大学院

研究科名	コミュニティ福祉学	研究科	コミュニティ福祉学	専攻
研究代表者	在籍研究科・専攻・学年	氏名		
	コミュニティ福祉学研究科コミュニティ福祉学専攻・博士後期課程1年	西村明子 印		
指導教員	所属・職名	氏名		
	立教大学コミュニティ福祉学専攻専任教員・教授	河東田博 印		
自然・人文・社会の別	自然 ・ 人文 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 社会	個人・共同の別	<input checked="" type="checkbox"/> 個人 ・ 共同	名
研究課題名	知的障害者のセクシュアリティ・結婚・子育て支援に関する研究			
研究組織	在籍研究科・専攻・学年	氏名		
	コミュニティ福祉学研究科コミュニティ福祉学専攻・博士後期課程1年	西村明子		
研究期間	2011 年度			
研究経費	200 千円			

研究の概要 (200~300字で記入、図・グラフ等は使用しないこと。)

本研究は、親としての知的障害者とその家族に着目し、知的障害者夫婦のセクシュアリティ・結婚・子育ての多様性に対応する支援体制のあり方について検討する。親としての知的障害者とその家族はその大多数が地域社会で暮らしており、地域社会の多様な複雑な人間関係、社会的・経済的・政治的な枠組みにも遭遇し、巻き込まれていくことになる。このような複雑かつダイナミックな社会構造が親としての知的障害者とその家族にどのような影響を与え、どのように左右されているのか、その中でどのような生活をし、どのような支援を必要としているのかを分析していく必要がある。そのため、本研究では、障害者福祉に留まらず、社会学、文化人類学、心理学、教育学、保健学、障害学などの近接学問領域の力を借りて行う研究である。

キーワード (研究内容をよく表しているものを3項目以内で記入。)

{ 知的障害者 } { 知的障害者の結婚生活 } { 地域生活支援 }

研究成果の概要 (図・グラフ等は使用しないこと。)

修士論文では、「知的障害者の『結婚』支援のあり方に関する一考察」というテーマで支援を受けながら結婚生活を送っている知的障害者について、その生活実態を把握し、地域生活上どのような課題があり、どのような支援があって結婚生活が成り立っているのか、彼らが望む主体性をともなった結婚生活を支える支援のあり方について考察することを目的として検討した。知的障害者の結婚に対し否定的と言われる 5 要因 (①経済的な独立が困難、②家事処理能力がない、③性の問題に対処できない、④育児能力がない、⑤家族の負担が増える) に沿って 11 組の夫婦の生活実態と支援実践の両面から検討を行った。しかし、知的障害者の結婚に対する 5 つの否定的要因は「知的障害者の結婚に対する社会の態度」を前提にして議論を展開させたことで、5 つの否定的要因の背景を探り、社会の伝統的価値観がこれらの否定的要因を導いていると結論づけるまでには至らなかった。また、性教育や子育て支援への言及も十分ではなかった。このような課題をもとにして、まず初めに「知的障害者の結婚に対する否定的要因」が何によってもたらされてきたのかを探究するために、先行研究の検討に着手した。

知的障害者の結婚に対する否定的要因に表れる知的障害者を取り巻く状況は、社会的利益優先の立場からもたらされた優生学的な見解が影響していたのではないかと考えられるからであり、この見解が知的障害者に対する社会の伝統的価値観をも作り出してきたのではないかと考えることができるからである。

23 年度の研究においては、上記の研究課題に対して、「知的障害者に対する否定的な結婚観を導き出す」ことを目的に文献調査を行い否定的な結婚観を検討するにあたり強化されてきた優生思想の歴史的検討を行った。

日本における優生思想の歴史からみる知的障害者の結婚観

「優生学は、人種や民族を優化したし、劣化を防止する科学として、イギリスのフランシス・ゴルトン (Francis Galton 1822~1911) によって提唱された」(野間伸次 1988: 44)。優生学は障害者排除や人を「優」「劣」で評価してしまう科学の台頭によって強化され、「人種や民族を強化し、劣化を防止する」法律の制定をみるようになっていった。

1907 年にアメリカ・インディアナ州で世界最初の優生思想を盛り込んだ断種法が制定され、次いでカルフォルニア州などがこれに倣うと、ヨーロッパでもスイス、デンマーク、スウェーデンなどで断種法が制定されていった。

1933 年にドイツが「遺伝病的子孫の増殖防止に関する法律」を制定して以来、日本においても急速に「断種法」の制定を求める議論が活発になり、戦前は国民優生法 (1940 年)、戦後には優生保護法 (1948 年) といった断種法と何ら変わらない法律が制定されるようになっていった。戦前の国民優生法では「悪質な遺伝性疾患の素質をもつとされる者」が対象とされ、戦後の優生保護法では、「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止すること」がその目的とされ、国民優生法では規定されていなかったハンセン病や遺伝性以外の者にも対象が拡大され、精神病患者・知的障害者に対する強制不妊手術も合法化されていた。

断種法は優生思想が具現化した法律である。優生思想を政策の中に具現化し、「劣等」とされた病者や障害者を強制不妊手術という手段で抹殺・根絶することを合法的に行ってきた。その優生政策は、半世紀にも及んだ。しかし、優生保護法に示されていた優生条項のみがすべて削除されるという形で突如現行の母体保護法 (1996 年) に代わった。優生保護法の条文に示されていた「優生」という文言のみが忽然と姿を消しての母体保護法への制定である。しかし国民優生法から優生保護法へと継承されてきた障害者を差別・排除する社会防衛的思想は母体保護法制定とともに消えることはなかった。

優生条項が全て削除されて成立した母体保護法であったが、優生条項だけが忽然と消えただけで、優生保護法の存在下で不本意な優生手術を強いられた人々に、個人としての尊厳と誇りを傷つけてきたその過去は、法律が消えても、共に消えることはない。

スウェーデンにおいて、1930 年以降の優生政策がスキャンダルとして世界に報じられ

研究成果の概要 つづき

た直後、この過去の実態を調査する委員会が立ち上げられ、強制的不妊手術の被害者に対し、補償を認めた(市野川 2000: 122)。過去の優生政策に対して社会としての反省と公的な謝罪がスウェーデンではなされたのである。日本政府においては、強制的不妊手術の問題を検証し実質的な補償を進めていくといった政策は現在もとられていない。

国の政策として展開されてきた障害者に対する優生政策は、対象となった人々に対しても対象とならなかった人々に対しても「差別」や「偏見」の思想をもたらしたことが明らかとなった。知的障害者の性・結婚の問題も、優生政策によって排除の対象にされてきた。その結果、母体保護法下になった現在でも、優生思想は知的障害者に対する差別や偏見をもたらし、知的障害者の性や結婚の大きな阻害要因となっているのである。

以上の研究成果を得ることができた。今後は「知的障害者に対する肯定的な結婚観を探る」ことや、「知的障害者の性・結婚観について戦前、戦後における議論と動向の変化を整理する」ことを目的としてさらに文献研究を行い、それらを基にインタビュー調査を実施する予定である。

研究発表 (研究によって得られた研究経過・成果を発表した①～④について、該当するものを記入してください。該当するものが多い場合は主要なものを抜粋してください。)

- ①雑誌論文 (著者名、論文標題、雑誌名、巻号、発行年、ページ)
- ②図書 (著者名、出版社、書名、発行年、総ページ数)
- ③シンポジウム・公開講演会等の開催 (会名、開催日、開催場所)
- ④その他 (学会発表、研究報告書の印刷等)

① 雑誌論文

著者名 : 西村明子

論文標題 : 優生思想が知的障害者の性・結婚観に与えた影響
— 国民優生法、優生保護法、母体保護法を抛り所に —

雑誌名 : 『コミュニティ福祉学研究科紀要』第10号、2012年、p15-25 (予定)